

令和6年度大学院奨学生募集要項（留学生を除く）

公益財団法人ウシオ財団

1 楽 旨

本財団の奨学生事業は、研究意欲旺盛で確固たる意志をもって学業につき、品行方正、学業優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な学生に対して奨学資金を援助し、もって社会に有益な人材を育成することを目的とします。

2 特 徴

この奨学生の特徴は次の通りです。

- (1) 奨学生は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学生との併給は、原則として認めません。

但し、独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学生、ならびに研究に直接関係する経費に限定された研究助成との併給は可能です。

3 奨学生の応募資格

本財団の奨学生となるためには、次の条件を満たす者でなければなりません。

(1) 資格

- ① 申込日現在、日本国内の大学院に在学している者。
- ② 令和6年4月1日現在、満30歳以下の者。
- ③ 品行方正、学業優秀でありながら、学費の支弁が困難な者。
- ④ 在学学校長の推薦を受けた者。

(2) 人物

健康で、向学心にとみ、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

(3) 家計

学費の支弁が困難な者。家計支持者の税込年収合計800万円未満を目途とする。

（所得証明書等により各学校で確認してください。）

*家族の収入は、奨学生願書の家族状況年収（税込）欄に明記ください。

(4) 学力

学業優秀にして在学学校長の推薦を受けた者。

（目安：GPA2.5以上※日本学生支援機構の算出方法に準拠、優の割合が8割以上）

(5) 家庭の教育に対する関心度

家庭、特に保護者が、本人の教育に対して十分な关心と理解を持っており、学業をかばにして不本意ながら退学するような懸念のない者。

4 採用人員

大学院生（修士課程・博士課程） 37名程度

5 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額

大学院生 月額 12万円

(2) 給与の期間

奨学生に採用した年の4月から遡って支給し、正規の最短修業年限の終期迄。

(3) 給与の方法

奨学生は、原則として毎月当月分を直接本人に給与します。

（毎月一定日に、本人名義の預金口座に入金します。）

6 奨学金の休止、停止又は廃止

次のような場合には、その状況に応じ、奨学生の給与を休止、停止、又は廃止することができます。

- (1) 奨学生が休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (3) 奨学生の学業成績、又は性行が不良となったとき。
- (4) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (6) 在学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 下記 9 奨学生の義務に反するとき。
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7 手 続

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書 [本財団指定用紙に本人が記入。緊急連絡先は原則として父母兄弟等で成人を選定のこと。]
- ② 奨学生推薦書 [本財団指定用紙に指導教授が推薦理由を記入のうえ、在学学校長の推薦を受けること。]
- ③ 成績証明書 [原本。大学院生は学部以降全て。原本の取得が困難な場合は成績証明書のコピー又はWEB成績書の印刷でも可。]
- ④ 住民票 [発行後3ヵ月以内のもの。]

(2) 提出方法

在学校から、本財団事務局宛にご提出ください。

(3) 提出期限

令和6年5月15日（水）（本財団事務局必着）

(4) 提出先

〒100-8150

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

丸の内北口ビルディング17階

公益財団法人 ウシオ財団事務局

Tel 03-5219-6810

Fax 03-5219-6811

8 決定及び通知

- (1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会にて選考のうえ理事会の決議を経て行い、その結果を書面により在学学校長及び本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合には、直ちに本財団所定の誓約書（別途送付）を理事長宛提出しなければなりません。

(2) 報告義務

奨学生は、毎月生活状況報告書（日本語）を、また、毎学年終了後には成績証明書を理事長宛提出する義務があります。

なお、財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は、遅滞なく納期までに提出しなければなりません。

(3) 出席義務

奨学生のために行う本財団の各行事等については積極的に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努める義務があります。

(4) 遵守義務

本財団の奨学金給与規程その他の規程を守り、本財団ならびに在学校の指示に従い、怠りなく必要な手続を行う義務があります。

以上

よくあるご質問

～募集要項編～

Q

他の奨学金を併願している学生の応募は可能ですか？

A

可能です。ただし、日本学生支援機構の貸与奨学金以外の奨学金との併給は不可のため、十分検討のうえ応募いただくことを推奨します。

Q

特別研究員に採用されている学生の応募は可能ですか？

A

不可です。

Q

TA（ティーチングアシスタント）及びRA（リサーチアシスタント）を委嘱されている学生の応募は可能ですか。

A

可能です。TA及びRAの給与との併給は問題ありません。

Q

授業料免除を受けている、または授業料免除申請中でも応募は可能ですか。

A

可能です。授業料免除となった場合でも問題ありません。

Q

他の団体で給付される費用が「研究奨励費」や「研究専念支援金」のような名称であれば併給は可能ですか？

A

名称及び金額を問わず、支給の目的が「生活費」、もしくは使途が限定されていない場合は奨学金と見なし、併給は不可となります。

Q

他の奨学金との併願は可能ですか？

A

併給は不可ですが、併願は可能です。但し、他の奨学金を受給予定・応募予定でない方の応募を推奨いたします。十分検討した上で申請してください。

Q

専門職学位取得を目指す専門職大学院からの応募は可能ですか？

A

専門職大学院は募集対象外です。

Q

以前ウシオ財団の奨学金を受給していました。修士や博士に進学する際や在学中に、再度応募することは可能ですか？

A

可能です。ただし、採用を確約するものではありません。

Q

これまでに休学や留年をした学生の応募は可能ですか？

A

可能です。募集要項3（1）～（5）に記載した条件を満たす学生であれば、応募可能です。

Q

留学生の日本語力はどの程度必要ですか？

A

“読み書きと会話”について①から③全てに問題ないことが必要です。

- ① 財団の奨学金給与規程や事務局との文書やメール連絡等、日本語の文書理解が可能
- ② 願書や月次報告書への日本での記入が可能
- ③ 式典出席時や事務局との電話連絡等、日本語でのコミュニケーションが可能

Q

留学中の学生の応募は可能ですか？

A

応募可能です。留学中も休学せず、他の奨学金の受給がない場合は奨学金を給付します。一方、留学のため休学し、留学生向けの他の奨学金を受給する場合は奨学金給付を休止します。

Q

選考に際し、面接はありますか？

A

面接の予定はありません。

Q

日本の永住権を取得した方からの応募について

A

外国籍であっても、永住権を取得した方（永住者としての在留資格をお持ちの方）については日本国籍を所持している方と同じ扱いとなります。

Q

学校に在籍していますが、渡日前でも応募可能でしょうか。

A

可募集要項 7 (1) 提出書類 ④の通り、応募の際は住民票もしくは、在留カードの提出が必要です。提出期限までに提出できない場合、応募は不可となります。

Q

募集要項 9 (3) 出席義務 奨学生のために行う財団の各行事等とはなんですか？

A

8月（予定）の「合格を祝う会」と3月（予定）の「卒業生を送る会」等です。

よくあるご質問

～願書編～

Q 手書きは必須ですか？

A 1ページ目 本人の署名欄は自著であること。それ以外は手書きでなくても構いません。

Q 緊急連絡先の成人年令は？

A 18才です。

Q 3ページ目 家族の状況に関し、本人が一人暮らしの場合の記入方法は？

A 家族全員（両親、祖父母、兄弟姉妹）を記入してください。学生ご本人と生計同一か否かを問わず、また世帯主と同居／別居を問わず記入してください。

Q 3ページ目 家族の状況の記載範囲について

A 家族全員（両親、祖父母、兄弟姉妹）のみで結構です。生計を同一としない、離婚された両親、半血兄弟の記載は不要です。

Q 3ページ目 家族の状況の年収（税込み）について

A 年収は、社会保険料や源泉所得税、その他住民税などを引く前の「総支給額」を記入ください。

Q 3ページ目 家族の状況の年収（税込み）、兄弟姉妹や祖父母の年収は、募集要項3（3）家計支持者の税込み年収合計800万円に含めますか？

A 含めません。家計支持者は父母です。

Q 3ページ目 家族の状況の年収（税込み）、個人事業主の場合の記載について。

確定申告書に記載する収入額は売上であり、実際の家計状況とは異なり実態にあわない。

A 願書の年収欄には、原則として必要経費等を引く前の「総支給額」を記入ください。ただし、自営業の場合、会社員の方とは必要経費が大きく異なる場合があることは承知しています。そういう場合は、「総支給額」を記入のうえ、余白に“参考”として所得額を追記いただいても結構です。

Q 入学直後そのため奨学生推薦書を在学校的指導教授に書いていただくのが難しい場合にはどうしたらいいでしょう。

A 奨学生推薦書の記入は原則在学校的指導教授とします。但し特別な事情等があり現在の指導教授での記載が難しく、推薦する大学が認めた場合には、入学（編入）前の大学の指導教授による記載でも構いません。

Q 奨学生推薦書の校長には公印の押印が必要でしょうか。

A 奨学生推薦書の校長の欄の公印は省略いただいて結構です。

よくあるご質問

～提出書類編～

Q

高専本科から大学へ編入した場合の成績証明書提出について

A

成績証明書は、高専本科（1～5年）と大学学部（3、4年次）を提出ください。

Q

本人が一人暮らしの場合、両親と本人それぞれの住民票が必要ですか？

A

学生本人の住民票だけで結構です。

Q

収入を証明する書類の提出について

A

願書に書かれた収入については推薦に際し、学内で確認いただきたく、財団へのご提出は不要です。

Q

住民票を取得する際、原則省略となる世帯主（続柄）／本籍（筆頭者）／マイナンバーについては省略で構いませんか？

A

これらについては省略で構いません。

Q

住民票を実家から異動していない場合、実家の住民票を提出すればいいですか？

A

はい、実家の住民票を提出ください。ただし、願書のご本人住所欄には、実際にお住まいの住所をご記入ください。財団からご本人への連絡先として使用いたします。